

～ こども医療費助成の制度内容 ～

《こども医療費助成とは》

こども医療費助成とは、健康保険の適用を受けた医療費（2割もしくは3割）を助成する制度です。

《対象となる方》

健康保険に加入している宜野湾市在住の高校生年代まで。（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）所得制限はありません。

ただし、次のいずれかに該当される場合は対象となりません。

- ・国や地方公共団体の制度により、医療費の給付が受けられる場合
- ・生活保護を受けている方

《助成金の申請方法》

1. 現物給付（窓口無料）方式

県内の医療機関窓口で、健康保険証とあわせて受給資格証を提示することで、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができます。（ただし保険診療分に限る）

※高額な医療費がかかる場合は、事前に限度額適用認定証の作成が必要です。詳しくはご加入先の健康保険組合へご確認ください。

①医療機関受診 ⇒ ②医療機関毎（病院・薬局）でピンク色のカードを提示

⇒ ③窓口無料化（保険適用額）

2. 領収書申請（償還）方式

現物給付（窓口無料）対応をしない医療機関を受診したとき、医療機関窓口で受給資格者証の提示をし忘れたとき又は県外医療機関を受診したときは、こども家庭課窓口で領収書申請を行うことで、助成が受けられます。

※申請受付は、医療機関を受診した翌月1日以降です。当月受診分は受付できません。また、申請期限は受診した月の翌月1日から2年以内となります。

※高額な医療費の助成を申請する場合は、追加の書類を案内することがありますので、ご協力お願い致します。

①医療機関受診 ⇒ ②医療費の支払・領収書受領 ⇒ ③こども家庭課へ領収書の提出

⇒ ④申請の翌月（28日）に市役所からご登録口座へ振込

《こども医療費助成の対象外となるもの》

- ・健康診断や予防接種などの保険適用外の費用
例）健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など
- ・一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用
- ・入院時の食事療養費
- ・学校等（保育園・幼稚園を含む）の管理下でケガをした場合
- ・交通事故等での第三者行為

《助成金を返還する必要があるとき》

現物給付（窓口無料）方式を適用した医療費に対して、健康保険組合から支給される合算高額療養費や附加給付金が後から発生した場合はその受診分に対する金額を返還していただく場合がございます。高額な医療費に対する利用があった際は、こども家庭課から確認のため連絡する場合がございますので、その際には対応のご協力をお願い致します。

《届出について》

次のことがあった場合はこども家庭課まで届出をお願いします。

1. ご加入の健康保険に変更があった場合
2. 住所や氏名に変更があった場合
3. 助成金の振込先を変更する場合
4. 受給資格者証の紛失・破損・汚損があり、再発行が必要となった場合

《医療機関の適正受診について》

軽症者の救急病院の受診が増えると、重症者の受診に支障をきたすことがあります。お困りの際には次のものをご活用ください。

1. 小児救急電話相談「#8000」 休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処するか迷った時に、看護師・医師から適切な対処方法をアドバイスします。

2. 子ども救急ハンドブック こどもの急病で不安な時に「すぐに救急医療機関を受診すべきか」「家庭で様子を見ても大丈夫か」など、判断の参考となるハンドブックです。

※「沖縄県 子ども救急ハンドブック」で検索

⇒ PDF ファイル